

平成27年度第1回石狩市社会福祉審議会 会議録

■日 時 平成27年8月10日（月） 13時30分～14時30分

■場 所 石狩市役所 5階 第2委員会室

■出席者【審議会委員】

後藤委員・北原委員・柏野委員・若狭委員・鈴木委員・浅井委員・向井委員

【事務局】

三国保健福祉部長・櫛引こども家庭課長・石井こども家庭担当主査・池田福祉総務課長・高井福祉総務課主幹

■欠席者 佐藤委員

■傍聴者 なし

■会議次第

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 諮問書交付
- 4 諮問事項に関する行政説明
- 5 審 議
へき地保育所の保育料について
- 6 そ の 他
- 7 閉 会

■配付資料 別添のとおり

■会議内容

1 開 会

○池田課長

本日は大変お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。

定刻でございますので、只今から、平成27年度第1回石狩市社会福祉審議会を開催致します。

本日は、佐藤委員からご欠席される旨のご連絡をいただいておりますが、本審議会は石狩市社会福祉審議会条例第6条第2項の規定により、委員の2分の1以上の出席がございますので、会議が成立しておりますことをご報告致します。

それでは、開会にあたりまして、後藤会長からご挨拶をいただきたいと存じます。

2 会長挨拶

○後藤会長

（会長挨拶）

3 諮問書交付

○池田課長

続きまして、会議次第３の「諮問書交付」でございます。

三国保健福祉部長から後藤会長へ、「諮問書」をお渡ししたいと存じます。

○三国部長

（諮問書交付）

○後藤会長

へき地保育所の保育料について、審議していきたいと思いますが、最初に、事務局から趣旨説明がございますので、それを伺いたいと思います。

４ 諮問事項に関する行政説明

○櫛引課長

こども家庭課長の櫛引です。昨年は、７月と１２月の２回、子ども子育て支援新制度の関係で議論をいただき、どうもありがとうございました。

本件も、子ども子育て支援新制度に係る件でございますが、この新制度は、本年４月に本格的にスタート致しました。

石狩市内には現在、厚田保育園、聚富保育園、はまます保育園の３つのへき地保育所があります。

これまで、一定の要件を満たす場合においては、運営に係る経費について、国や道からの補助金等により財政支援がなされてきたところではありますが、新制度の施行に伴い、国の予算においては、これまでの運営費補助金が予算化されておらず、今後は、法に基づく特例給付等による対応が必要となっています。

このようなことから、石狩市は特例保育を適用して、へき地保育事業を運営するため、本年３月に北海道石狩振興局経由で国との協議を行っていましたが、この度、７月に北海道石狩振興局より、国からの「離島その他の地域における特例保育の公定価格に係る協議の結果」について通知がありました。

この結果、本年４月から来年３月まで、３園ともに特例保育が認められたところであります。

特例保育適用後のへき地保育所の保育料は、政令で定める額を限度として、当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額が上限となり、その額は、石狩市教育・保育の実施に関する規則の別表に規定する金額となります。

へき地保育所の保育料は、現在、石狩市へき地保育所条例で一律１２,０００円となっていますが、特例保育適用後は、別表に規定する金額が上限となりますことから、条例第７条第２項の保育料の減免の規定を適用し、別表に規定する金額が１２,０００円以上の場合は１２,０００円、１２,０００円未満の場合は当該金額となるよう、石狩市へき地保育所条例施行規則を改正する必要があります。

新制度の施行後における保育料の改定時期は毎年９月でありますことから、条例で規定しているへき地保育所の保育料の額を変更することなく、保育料の減免により実質的に特例保育適用後の保育料の額にするため、石狩市社会福祉審議会条例第２条の規定に基づきまして、本審議会において審議をお願いするものです。

１ページの下の方に、本年８月１日現在のそれぞれの児童数を掲載しています。

厚田保育園が１８名、聚富保育園が１４名、はまます保育園が１９名となっております。

2ページをご覧ください。

新制度において、へき地保育所の選択肢についてですが、これにつきましては、平成26年度までは、運営費支援として補助事業で実施してきていたところでありましたが、新制度施行後については、次のパターン1、パターン2のところで対応するところとなります。

石狩市では、時間的な制約や保護者の負担増などを考慮し、パターン2を選択したところであり、これが特例保育と言われるものであります。

まずパターン1ですが、へき地保育所を地域型保育事業、これは昨年12月に小規模保育事業所の認可についてご審議いただきましたが、6名から19名までの小規模保育事業に移行するもので、それぞれ3つの認定区分がございます。

これにつきましては、2ページの下の方の点線で囲った部分をご覧くださいと思います。

1号認定は、正式には、教育標準時間認定といいまして、お子さんが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望される場合であり、2号認定は、満3歳以上の保育認定となります。また、お子さんが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合は3号認定となります。

このパターン1では、それぞれの認定子どもの受入れに対しては、それぞれの給付費による支給となっているところです。

次に、パターン2をご覧ください。

これにつきましては、当面、先ほどのパターン1の地域型保育事業の方へ移行せず、現行形態のままの運営ということになっており、様々な基準の適用を受けないということになっております。

また、支給に当たりましては、1号、2号、3号それぞれの認定されたお子さんの受入れを、同じ給付費の中で行っていくというような制度となっております。

3ページをご覧ください。

3番目の特例保育についての説明でございますが、特定教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域で、1号から3号までのお子さんが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業以外の事業を利用する場合は、国との協議により特例保育を提供することになります。

この特例保育は、現行の「へき地保育事業」からの移行が想定されますが、当該「特例保育」は、「特定」施設・事業としての基準の適用を受けない特例的な事業でありますことから、まずは地域型保育事業の利用定員の運用面等における離島その他の地域に係る柔軟な取扱いにより、できる限り、先ほどのパターン1の方への移行を基本としながらも、なお移行が困難な場合のセーフティネットとして運用するものとなっております。

この特例保育のポイントとして、4点掲載しております。

1番目のポイントとして、国との協議が必要ということです。この市内へき地保育所3園について、それぞれ園ごとに国との協議が必要です。

2番目のポイントとして、支給認定が必要です。へき地保育所を利用する子どもについて、支給認定が必要となってきております。

3番目は保育料の設定で、これが今回の諮問案件に係るものですが、この特例保育としてへき地保育事業で運営するので、新制度の「特定」施設や事業ではありません。

このため、施設や整備の基準、人員配置の基準、運営の基準、こういった様々な基準について新制度に関連する条例等の適用を受けずに施設運営ができます。

但し、保育料は、政令で定める額を限度として、当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村の定める額が上限となります。

4番目は、「特定」施設・事業への移行が前提ということで、この特例保育につきましては、あくまでもセーフティネット的な意味合いから、「特定」施設・事業への移行が前提であり、経過措置的な要素が強いため、この「特例保育」がいつまで続くのかわからないような状況になっておりますが、石狩市においては、本年4月から3月まで特例保育が認められたところであります。

4ページをご覧ください。

へき地保育所の保育料についてですが、現行の保育料につきましては、世帯の所得の状況その他の事情に関係なく、条例で一律12,000円と規定しています。特例保育適用後の保育料につきましては、別表を適用したときの額が12,000円未満の額は、当該金額を上限にする必要がありますことから、石狩市へき地保育所条例施行規則を一部改正し、減免により保育料を減額する必要があります。

中ほどの6の表1、5ページの表2をご覧ください。

この表1、表2につきましては、昨年12月に保育料についてご審議いただき、最終的に本年3月に市の規則を全部改正したところです。

まず、表1についてですが、これは、教育標準時間の場合の保育料ということで、主に幼稚園、認定こども園の幼稚園部をご利用される方の保育料です。

ここで、中ほどに黒い線を引いております。この黒い線より上が12,000円より下、黒い線より下が12,000円より上ということで、この④⑤につきましては、条例で一律12,000円となっておりますことから、12,000円を超えるものについては一律12,000円、①から③の12,000円未満のものにつきましては、当該金額に引き下げをしようとするものであります。

5ページをご覧ください。

表2に、それぞれ保育標準時間及び保育短時間の記載があります。

保育標準時間は、主に11時間以内の保育を利用される方、保育短時間は、8時間以内の保育を利用される方という区分になっております。

ここでも同じように黒い線を引いております。

先ほどの表1と同じように、この黒い線から下が12,000円を超える部分であるため、一律12,000円、黒い線より上が12,000円を下回る金額でありますことから、当該金額に引き下げをしようとするものであります。

また、認可保育所や幼稚園の表を適用した場合、多子世帯につきまして、幼稚園は、3歳から小学校3年生までの範囲で、兄弟が通っている方につきましては、長子の方が全額、二人目のお子さんが半額、三人目のお子さんが無料となっております。

同じく表2は保育の方で、小学校に入るまで、4月1日時点でゼロ歳から5歳まで6年間、同じような基準でカウントしている状況です。

また現在、聚富保育園に里親さんがおられますが、里親につきましては、国の通知によりまして、4ページの②、市町村民税非課税世帯3,000円の金額が載ってございましたが、この3,000円が適用されますことになります。

最後に6ページの7、今後のスケジュールをご覧ください。

本審議会からいただいたご意見や答申を踏まえ、石狩市へき地保育所条例施行規則を改正し、平成27年9月に保育料に反映させていきたいと考えております。

なお、現在、北海道に確認をしておりますが、この特例保育自体は、遡って本年4月から1年間適用になったわけですが、この保育料についても遡れるかどうか、確認中でございます。

これは、新制度の保育料のサイクルが9月から翌年の8月という1年間となっております、本年9月から1年間この減免規定によりまして12,000円以下にするということに合わせまして、もし遡及することが可能ということになりますと、本年4月に遡って減免を適用したいと考えております。

宜しくご審議をお願いしたいと思います。

5 審 議 ～へき地保育所の保育料について～

○後藤会長

今、趣旨説明がございましたが、この議論をしていくために確認しておきたいことがあれば、まず質問を受けて、確認した上で議論、質疑など展開したいと思います。

語句、趣旨の確認などありますでしょうか。

それでは私から、一点質問します。

3ページの4・(4)に「特定」施設・事業がありますが、これは、度々出てくる言葉です。「特定」施設・事業というのは、前回12月に議論した小規模施設のことを言っているのですか。

○櫛引課長

特定というものが頭に付きますと、通常施設という認定こども園、幼稚園、保育所等を指します。事業は、地域型保育事業ということで、昨年ご審議いただいた小規模保育事業が代表的なものです。

この特定という言葉が付きますと、石狩市は、それぞれの施設、事業を確認して、その結果、特定施設である、または、特定の事業であることを確認させていただき、書類を発行しています。特定が付くことにより、新制度のそれぞれの施設型給付費、または、地域型保育給付費という公費が市の方から支払われます。現在、市内に認定こども園幼稚園部も含めまして5つの幼稚園がありますが、北陽幼稚園は、いまだに私学助成の方を使って運営しています。

北陽幼稚園だけは、頭に特定が付きませんが、その他の幼稚園につきましては、特定施設ということであり、また、昨年認めていただいた小規模保育事業につきましても、特定事業ということで、新制度に移行している施設及び事業ということになっております。

○後藤会長

他に皆様から確認しておきたいことはありませんか。

○柏野委員

同じく3ページの4・(4)に「いつまで続くかわからない」と書いてありますが、どのようにこれを捉え、書かれたのかなというところをお聞かせいただけますか。

○後藤会長

これは、実質的に意見ということで受けたいと思います。

○櫛引課長

あくまでも経過措置ということで、実際にこれがいつまで続くのかわからない状況とはいっても、市の方向性というものはある程度考えて事務を取り進めていかないとならないというところですが、現在、内閣総理大臣が定める額というものがまだ出ておりません。近々、この金額が出ると思うのですが、この金額によって、市にどのくらいの歳入があるのか、そういった金銭的な面なども含め、トータルで金額が出た以降に市の方針を定めて参りたいと考えているところです。

○後藤会長

よろしいでしょうか。

○三国部長

私の方から補足させていただきます。

実務的なところに関しましては、今、櫛引課長から申し上げたとおりです。今回の件については、今年度のことが7月になって国から決まってくるという、非常に時間的なギャップの中で物事が進んでいるため非常に苦慮しています。そして、一旦は、へき地保育所を特例保育として認めることを、毎年、経過させていくという国の動向の中で、それが一体いつまで続くのかということが見えていないというのが実情です。将来的には、へき地保育所のあり方についての議論を合わせて、考えていかなければならないということが、市としての基本的な考え方です。

ただ実際に、これを特定地域型の方にもっていくかどうかということになりますと、現状の施設そのものが、例えば、乳児が受け入れられない、設備がないなど、様々な課題もありますので、本筋論からすると、他に受入れ施設がないような地域での保育事業というものは、あらゆるケースを想定し、対応できるということが理想的であると考えているところです。

施設整備も合わせた段階で、本筋論の地域型保育、または、料金体系も認可保育園と同じような料金体系に合わせるときには、サービスの方も基本的に合わせて行うべきであるということが、我々の基本的な考え方です。

ただ、その部分につきましては、今後改修などが出てきますと、事業計画も絡みますし、国費の歳入が見えていないという中であっては、なかなか庁内協議も整えることができないという段階です。

今年度の国費の歳入を見据えた中で、今後、財政、企画部門と、この施設のあり方について庁内協議を踏まえて善処していきたいと考えているところです。

○後藤会長

まさに、わからないのですね。

特例ですから、いつか消えてしまった、その後、市は、この3つのへき地保育所があるところで、どういう保育を展開するのか問われているところです。

私自身が気になっているところは、前回12月に小規模保育を認めました。そうすると、19人とか18人とか、小さな施設ですから、もし、市が対応する施設とすると、小規模となると思いますが、そうすると、3歳以上は預かれない施設となります。もし市の対応で小規模のような形のものを特定施設として認めた場合、3歳以上のお子さん達は、行くところがなくなってしまい、選択肢としては難しくなります。

今、三国部長が「今後、対応は考えていかなければならない。」とおっしゃっていましたがけれども、私が懸念しているようなこともクリアした上での施設を造らないと、この3つのへき地保育

所に通っているお子さん達の3歳以降の行き場がなくなる危険性があるのではないのか、ということ。

今後特例が消えてしまった場合、とても心配になるところです。

○櫛引課長

ただ今の会長のご質問に関し、小規模保育事業につきましては、原則3歳未満で、3歳になった年度の翌年3月31日まで保育園に在園することができます。

実際に、4月1日からどうなるのかということになりますと、地域に行くような施設がない、例えば、希望していても保育所がいっぱいで入れないといった方のために、この経過措置ではなく、特定利用地域型保育という制度があります。これは、満3歳以上の、2号認定の方が対象です。また、幼稚園に行きたいのですが、3歳から行くところがない、地域にないという方につきましては、特別利用地域型保育というがあります。これにより、3歳になっても小学校に入るまで安心して教育並びに保育を受けることができるということになっております。

○後藤会長

そういった制度があるのですね。

特別利用地域型保育については、そういった施設を市が設置したいといった時に、文句なく設置できるのですか。

○櫛引課長

施設の基準を満たせば可能です。

○後藤会長

その基準はどこから出てくるのですか。

○櫛引課長

昨年12月にご審議いただいた時の施設や運用面の基準と同様になっております。

○後藤会長

前回の場合には民間の保育園が設置したいという話でした。今回のような場合、地域を考えると、民間がそこに設置することは難しいですね。

櫛引課長の話だと、そういうお子さんが出ないように、特例がなくなった場合には、市の腹案として、つくって対応すると理解していいのですか。

○櫛引課長

資料の2ページをご覧ください。

パターン1の方で、地域型保育事業、1号2号3号それぞれの受入れが掲載されています。

基本的には、①の3歳未満の3号認定のお子さんの受入れについては、地域型保育給付ということで、お金を頂いて運営していくようなものです。これは、特例の方で、それぞれ1号2号の3歳以上のお子さんについては、この地域型保育の中で受入れが制度上可能なものとなっております。また、3歳になって卒園して行き場がないお子さんにつきましては、そのまま1年ごとに入れるという制度がございます。

○三国部長

今のご心配につきまして、実務的な対応ではこういった、現在でも対応できるという話をさせていただきました。

あの地域で保育や幼稚園教育を行う施設が他にないということを、我々としては十分考えてい

るところでございまして、多様なニーズに対応できるということが一番だろうと思っております。

現状は、へき地保育園でスタートしておりますので、どうしても乳児の保育というものができていないというのが実状となっております。

今、全くそういったニーズがなく、今後もありえないのかといったら、福祉施設の従業員等で、そこに地縁がない方もおられますし、学校の先生がご夫婦で来られる時に、実は子どもがいるというケースも生じてきていますので、我々は全ての子ども達にこの地域で対応できるように、小規模でもいいから柔軟なサービス体系が可能である施設を求めていきたいと考えております。

国の制度も動いていますし、地域型保育が望ましいのか、それとも、認定こども園として立ち上げていく方が望ましいのか、この辺は、それぞれの使い勝手や財政的な部分を含め検討していきたいと考えております。

今後の動きの中では厚田が、学校の統合関係、また厚田の道の駅に絡んで公共施設の再編の議論がされてきております。学校側からも打診がございまして、保育施設並びに放課後児童会、これらに係る学校との一体型はどうだろうかということについて、すでに協議をいただいておりますし、我々としては、そこに子どもの施設を集約した方が保護者も非常に使い勝手がいいと思いますし、対応もとりやすいと考えております。

浜益の方にそういった動きはございませんが、当然、施設の老朽化も進んでいますので、将来的には、建替えの時に学校施設の連携というものを重視して、乳児保育の対応もとれるようなものを、部局としては想定して参りたいと考えているところです。

○後藤会長

今、三国部長がおっしゃった乳児の対応というのは、今の制度では難しいですね。

○三国部長

今の設備では難しいです。

○後藤会長

設備があれば、特定地域型の制度で可能なのですか。

○三国部長

設備も含め、施設面も改修してやれば可能です。

浜益は建物自体も古く、厚田にいたっては、統廃合と一緒に施設の部分も出てきています。当然、新たな施設の時には、新制度をねらった中で取り進めたいというのが、我々の考え方です。

○後藤会長

学校関係との連携も取らなければいけないということですね。

施設が新しくなる際には是非、今議論になっているところをクリアできるような施設形成をしなければいけませんね。

○三国部長

おっしゃるとおりです。

○後藤会長

この部分についてはわかりました。ただ、この特例がいつ消えてしまうのかわからないと、度々出ています。

それに対して、なくなった段階で、地域型に移行することはわかりました。その時に、乳児を

受け入れるには、建物を建替えれば可能なのでしょうけれども、そのところは、はっきりしていないですね。

○三国部長

今回の件も、年度途中ということもありまして、減免という形の制度を使って行っておりますが、これが本来、新年度が始まる前にこういった制度ができた時に、減免といった形をとったかという、やはり、きちんとした保育料の整備や規程を検討する形が一般論であると思っております。

○後藤会長

保育料は、そういったことで減免措置で対応するということですね。

○三国部長

結局、こういった形で暫定的にスタートしてしまっているのです、来年以降、施設のあり方も含めて議論していかなければならないと思います。特例保育としての経過措置を適用しながら、その間に施設の議論をスタートさせたいと思っております。

○後藤会長

それは是非やっていかなければならないことだと思います。

私が、一つ懸念していたことは了解しました。皆さん方はいかがでしょうか。

へき地保育所は、補助金でずっと運営していたわけですが、補助金がなくなったということで、へき地保育所の手当として国から出てきたのが、特例であるということですね。

でも、その特例がいつ消えてしまうかわからないから、それが問題になってくるということが、議論になっています。

また、へき地保育所が特例保育になって、保育料が 12,000 円という金額が出てきました。その中で、利用者に負担にならないように変えたいということなのですが、何か他に意見はございますか。

そうすると、12,000 円という額が提示され、急に制度が変わっても減免される部分もあるので、利用者には負担にならないというのですが、懸念される部分として、保育料は市民税の割合で決まっています。これは、いつごろから適用することを考えているのでしょうか。今は特例で負担が減になる人が出てきているのですが、上限が外れたら、市民税の賦課額によって保育料が一番高くて 84,000 円になります。へき地保育所の減免措置による 12,000 円はどのように捉えたらよろしいでしょうか。

○三国部長

今度は、保護者の方からの視点になろうかと思います。現状 12,000 円一律で、地域の幼稚園代わりの施設ということで利用されてきたへき地保育所ですので、同じサービス内容で、新制度になりましたから、あなたは所得に応じて 8 万円ですというのが、妥当なものと納得してもらえるのは難しいだろうと、我々は思っているところです。

かといって、この施設を 12,000 円のまま維持していくとなると、新制度に移行した施設を利用されている方たちとの公平性の問題が出るということです。

先程のサービスの部分について、まだ、へき地保育所というのは完全に網羅されていないと思っていますので、当然、施設のリニューアルまたは多様なサービスの提供ができる受入れ体制になった時には、一定程度の料金体系を統一できるタイミングなのだろうと思っています。

先程、乳児の部分を話して参りましたが、例えば、あの地域では病児とか病後児の対応というのは、現状ではなかなか難しいだろうと思いますので、そういったものをできるようにする施設ができればよいのですが、そうでなくても、部屋にスペースがあってファミサポとタイアップしてできるだとか、多様な対応がとれていないと、料金体系の統一までもっていけないだろうと思っています。

○後藤会長

街中にあるサービスと同等になった場合には、新料金で対応すると。

○三国部長

それは、十分できると思います。

○後藤会長

そういう考え方があるということですね。

○柏野委員

そういったことも、もっと積極的にしていかないと、人の定着ということも望めなくなると思います。今でも、浜益地区だと、高校生になる子どもがいる方はいられなくなる状況です。いたとしても、下宿とか、普通の教育費の他に生活費が絡んでくる、支出が増えるということで、人口の定着率が悪いのだなど、捉えることができると思います。

赤ちゃんから始まり、その環境が整備されてくると暮らしやすいということに繋がっていくと思います。

それは、なにを置いてもやらなければならないことだと思いますので、お願いします。

○後藤会長

他に意見ございますか。では、本題に戻します。

へき地保育所の保育料についての諮問案件について、採決したいと思います。よろしいでしょうか。

では、へき地保育所の保育料は、減免により、特例保育適用後の保育料の額にするという提案に、賛成の方は手を挙げてくださいますか。

(委員全員が挙手)

それでは、全員賛成ということで、了承しました。

ただ、付帯事項として、特例が消えた場合の対応策は、今の段階から考えてもらいたいということは、付帯事項で付けていただきたいと思います。人口の少ないところが、子育てしにくいような状況をつくっていくような、柏野委員がおっしゃたような人口定着という意味でも、大変大きな問題だと思います。ですから、それについて、検討を要するということは、付帯事項として是非付けていただきたいと思います。と思っています。

他に何かありますでしょうか。

では、これで審議を終わりたいと思います。

事務局の方から、何かあれば承ります。

○池田課長

今、会長からございました答申の内容を、若干お時間をいただきでまとめてさせていただいて、本日、答申をいただければと思いますが。よろしいでしょうか。

○後藤会長

それでは、その間休憩に入りたいと思います。皆様よろしいでしょうか。

(休 憩)

■答申案の確認

○後藤会長

今、お手元に答申の原案があります。どうぞお読み下さい。

「また」というところの下の部分、27年4月から遡及して減免できる場合については、4月から減免措置の料金をとるということについては、回答待ちなのですね。

○三国部長

それが示されていないということが不思議なのですが、国会がここまで紛糾している影響があるのではないかと思います。国の制度の通知とか、解釈そのものがずれこんでいます。

○後藤会長

そうですか。こうゆう事態は珍しいですね。

○三国部長

ここまで遅いことは珍しいです。

普通、遅れても4月くらいで、今回は8月ですから。

○後藤会長

後で、適用になった途端、安くなった人はお金が戻るということですね。

○三国部長

適用になるということは、新たな国費も4月から遡って適用となって、市の方にそれが入ってきたとなると、当然、利用者の部分も適用しないとバランスがとれなくなると思います。

○後藤会長

そういったことが、付帯事項として載せられております。

付帯事項は、2つ意見があるということですね。

一つ目は、私がお願いしたものなのですが、何かこれについて、ご意見がありますでしょうか。なければ、答申もこのまま了承しますので、宜しくお願いします。

では、本日は、これで終わりたいと思います。有難うございました。

平成27年 9月14日 議事録確定

石狩市社会福祉審議会

会長 後藤 昌彦